

豊橋市告示第189号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の二及び豊橋市市税条例(昭和25年条例第25号)第19条の規定により告示する。

令和8年7月3日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市役所国保年金課にて保管している書類は、所在判明次第交付する。

公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。



